

(第二類 第四号)

第四十五回國會衆議院

石炭対策特別委員会議録 第八号

一一五

第二類第四号 石炭対策特別委員会議録第八号 昭和三十七年二月十三日

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十七条 第六条の規定に違反して産炭地域振興事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)
附 則

(事業団の設立)

第二条 通商産業大臣は、事業団
理事長又は監事となるべき者を定
名する。

2 前項の規定により指名された理
事長又は監事となるべき者は、事
業団の成立の時において、この法
律の規定によりそれぞれ理事長又
は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員
会を命じて、事業団の設立に関する
事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準
備を完了したときは、遅滞なく、
政府に対し、出資金の払込みを請
求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがな
かつた日において、その事務を専
門第一項の規定により指名された
理事長となるべき者に引き継がな
ければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定に
より指名された理事長となるべき
者は、前条第三項の規定による事
務の引継ぎを受けたときは、政令で
定めるところにより、設立の登記
をしなければならない。

第五条 事業団は、前項の規定によ
り設立の登記することによつて
成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に產
炭地域振興事業団という名称を用
いている者については、第六条の規
定は、この法律の施行後六月間
は適用しない。

三十八年三月三十一日に終わるも

のとする。
第八条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三条规定「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。
(登録税法の一部改正)
第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「、産炭地域振興事業団法」を加え、同条第十八号中「労働福祉事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を加え、同条第二十五号の次に次の一號を加える。
二十九ノ二 産炭地域振興事業団が産炭地域振興事業団法第十九条第一項第一号ノ業務ノ施行ノ為必要ナル土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記
(印紙税法の一部改正)
第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第六号の十二の次に次の二号を加える。
六ノ十二ノ二 産炭地域振興事業団ノ発スル証書、帳簿
(所得税法の一部改正)
第十二条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に「、産炭地

(法人税法の一部改正)
第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のとおりに改正する。
第四条第二号中「雇用促進事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を加える。
(地方税法の一部改正)
第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
「雇用促進事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を加える。
(行政管理厅設置法の一部改正)
第十四条 行政管理厅設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第一条第二号中「労働福祉事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を加える。
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十六年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第二項中「雇用促進事業団」の下に「、産炭地域振興事業団」を加える。
理由
石炭鉱業の不況による産炭地域の疲弊の現状にかんがみ、産炭地域振興事業団を設立し、これに特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の振興に必要な事業を計画的に行なわせる必要がある。これば、二つ法

○佐藤國務大臣 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

エネルギー革命の進行に対応し、石炭鉱業は、その経済性を高めるため、極力合理化に努めており、石炭の販売価格を昭和三十八年度までに昭和三十年度に比較し、千二百円程度引き下げることを目標として、現在スクラップ・アンド・ビルト対策を中心とする石炭の生産構造の再編成を進めているのであります。

これらの合理化施策の推進によりまして、今日までのところ、ほぼ基本路線に沿った合理化効果をあげてきたのであります。しかしながら、最近においてこの合理化計画遂行に対し、資材価格の上昇その他の種々の障害が出て参りました。

また他方におきまして、石油輸入の自由化は、本年十月に予定されており、合理化の必要性は、一段と強まってきたと考えるものであります。従つて、石炭鉱業の当面の課題は、これら的新情勢に対処していくかにして合理化目標を達成するかにあり、そのためには、従来行なってきたスクラップ・アンド・ビルト施策による石炭鉱業の体质改善をこの際一そら強化推進することが必要であります。

このような見地に立ち、政府といたしましては、従来の整備計画に加え、昭和三十七年度から三ヵ年計画で新たに六百二十万トンを追加整備すること

の造成につきましては、近代化資金、開銀資金等の増額によって措置したいと考えております。

今回の改正案の内容の第一点は、上述の新たな整備計画の実施に伴い、炭鉱整備の迅速化をはかるため、従来の炭鉱買取方式に加え、石炭鉱山整理促進交付金の交付方式を新設することとし、石炭鉱業合理化事業団にその業務を行なわせることとしたことであります。事業団は、採掘権者または租鉱権者がその鉱業を廃止して、権利の放棄による消滅の登録を受けて申請したときは、廃止補償として一定の基準により交付金を交付するものとし、しかもその一定割合を留保して、廃止事業者にかわって賃金債務及び鉱害賠償債務を優先的に弁済することとしたましました。なお、廃止事業者の放棄した鉱区または租鉱区については、権利の再設定等を禁止することとしたしております。

改正の第二点は、現行の整備資金の保証制度に加え、石炭企業に対し、事業団が炭鉱整備のための長期運転資金の直接貸付を行なう制度を新設したこととであります。

石炭鉱業の急速な合理化を進めていく過程におきましては、相対的な過剰雇用の発生を避けられないところであり、政府におきましても、離職者に対する対策を講じているところであります。が、石炭企業としても、退職金等を円滑迅速に支給することは、ぜひとも必要であり、また非効率炭鉱の閉鎖に際しては、既発生の鉱害を処理する必要があります。これらの退職金、鉱害賠償資金等の整備資金の需要は、今後ま

すます増大するものと予想されるのであります。

一方、石炭企業の運転資金の借り入れ残高は、巨額に上るとともに、限度一ぱいに達しており、最近の金融情勢を考慮すれば、この種資金を借り入れることはきわめて困難な状況であります。石炭鉱業の合理化が金融面から制约されるおそれもあるのであります。

改正の第三点といいたしましては、石炭運賃延納債務の保証を事業団に行なわせることとしたことであります。

石炭の流通経費の相当部分を占める運賃の上昇に伴う石炭鉱業の負担を軽減するため、昨年六月、国鉄運賃の値上がり分の半額について三ヵ年の延納を認めることいたしましたが、担保による債務保証の措置を講ずることとしたしました。

なお、石炭鉱業に対する近代化資金金の貸付対象設備に石炭専用船を加えるとともに、現行の整備資金保証制度の保証率を引き上げる等を内容とする改正もいたしておりますが、その他の点は、主として上述の三点の改正に伴う若干の手続的の事項に関するものであります。

以上が、この法律の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同下さいますようお願い申上げます。

産炭地域振興事業団法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申

し上げます。

エネルギー革命の進行に対応し、石炭鉱業は、炭価の千二百円引き下げ、五千五百万トンの出炭の維持という合理化の基本路線に沿い、その経済性を高めるため、スクラップ・アンド・ビルド政策を根幹とした合理化対策を推進しております。

このような石炭鉱業の合理化の過程において、炭鉱の終閉山、過剰雇用の縮小は不可避であり、これに伴う石炭関連産業の衰退、炭鉱離職者の発生及び滞留、石炭鉱害の放置等の事態が产生地域に生ずることは避けられないのあります。しかも従来産炭地域の経済は、石炭鉱業に対する依存度がきわめて高く、石炭鉱業とその盛衰をともにしてきたのであります。石炭の構造的不況のもたらす影響は、地域によりましてはまことに深刻なものがあります。

政府といたしましては、つとに炭鉱離職者に対しては、広域職業紹介、緊急失業対策事業等の一般失業対策のか、雇用の転換、移住の促進、住宅の確保等のための特別の対策を講じて万全を期し、また鉱害問題につきましては、鉱害復旧事業の促進等により、被害者の保護と環境整備に努めておりました。

しかしながら、これら対策のみでは、消極的に産炭地域の社会的混乱を防止するにとどまり、積極的に産炭地域の安定的発展をはかることは困難であります。日本経済の均衡ある成長を期するためには、地域的にも均衡のとれた成長をはかることが必要で、産炭地域経済の疲弊の深化は、経済成長のと陰路となるおそれがあります。

このような見地から、撤収される石炭産業に代替する新たな鉱工業等を誘導することによって産炭地域の経済の水準の低下を防止し、さらにはこれを

より高めていくことが肝要となつてゐる所といたしまして、先国会において成り立を見た産炭地域振興臨時措置法の立案趣旨も、このような意図に出るものにはなりません。

上述のごとく、産炭地域経済の著しい疲弊を防止し、さらにはその安定的発展をはかるためには、産炭地域において他の新たな鉱工業等を振興する必要があります。また事業設設の整備、国税、地方税等の税制上の減免措置、あるいは企業資金の確保が、必要であり、工場用地等事業関連

法趣旨も、この法律に基づく特殊法人にほかなりません。

第二点は、事業団の業務内容であります。

事業団の業務内容は、大別して次の二つであります。その一は、産炭地域の振興に必要な工業用地の造成及びこれを関連を有する工作物の建設並びに施設の整備、国税、地方税等の税制上の減免措置、あるいは企業資金の確保が、必要であり、工場用地等事業関連

法趣旨も、この法律に基づく特殊法人として理事長、理事及び監事を置くことといたしております。また事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとしております。

事業団の業務内容は、大別して次の二つであります。その一は、産炭地域の振興に必要な工業用地の造成及びこれを関連を有する工作物の建設並びに施設の整備、国税、地方税等の税制上の減免措置、あるいは企業資金の確保が、必要であり、工場用地等事業関連

法趣旨も、この法律に基づく特殊法人として理事長、理事及び監事を置くことといたしております。また事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとしております。

事業団の業務内容は、大別して次の二つであります。その一は、産炭地域の振興に必要な工業用地の造成及びこれを関連を有する工作物の建設並びに施設の整備、国税、地方税等の税制上の減免措置、あるいは企業資金の確保が、必要であり、工場用地等事業関連

法趣旨も、この法律に基づく特殊法人として理事長、理事及び監事を置くことといたしております。また事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

事業団の業務内容は、大別して次の二つであります。その一は、産炭地域の振興に必要な工業用地の造成及びこれを関連を有する工作物の建設並びに施設の整備、国税、地方税等の税制上の減免措置、あるいは企業資金の確保が、必要であり、工場用地等事業関連

法趣旨も、この法律に基づく特殊法人として理事長、理事及び監事を置くことといたしております。また事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

企業資金の貸付等の業務を重点的に行なわせることとし、その性格、組織及び業務に関して必要な規定を定めたものであります。

この法律案の内容の第一は、事業団の性格及び組織についてであります。事業団は、この法律に基づく特殊法人としての性格を有することとし、その役員として理事長、理事及び監事を置くことといたしております。また事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとしております。

この法律案の内容の第二は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第三は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第四は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第五は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第六は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第七は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第八は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第九は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第十は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第十一は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第十二は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第十三は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第十四は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第十五は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

この法律案の内容の第十六は、事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこどとおります。

○有田委員長 この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。
周東英雄君及び松井政吉君から、それぞれ理事辞任の申し出があります。この際、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

周東英雄君及び松井政吉君の理事辞任により、理事が二名欠員となりました。この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。
理事の補欠選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なしと認めます。よって、齋藤憲三君及び中村重光君をそれぞれ理事に指名いたします。
次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十二分散会